

当社が運営するTLI日本中国語センターの中国語研修お申し込みにあたっては、当社「中国語研修約款」の内容に同意する必要がありますので、下記内容をご確認・ご同意の上お申してください。

【 中 国 語 研 修 約 款 】

【事業者の法人名（代表者名）・住所・TEL】

〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55

キャリアバンク株式会社

代表取締役 益山 健一

電話 011-251-3373 F a x 011-251-5114

【事業所（お問い合わせ先）・住所・TEL】

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル1F

キャリアバンク株式会社 コーポレートデザイン事業部

T L I 日本中国語センター

電話 03-3503-5031 F a x 03-3503-5033

第1条（適用の範囲）

キャリアバンク株式会社 中国語研修約款（以下「本約款」といいます）は、キャリアバンク株式会社が運営するTLI日本中国語センター（以下「甲」といいます）が中国語研修プログラム（以下「研修プログラム」といいます）を利用者（以下「乙」といいます）に対して提供するにあたり、甲乙間で締結されるすべての研修プログラム利用の契約（以下「個別契約」といいます）に適用されるものとし、乙は、個別契約を締結し、研修プログラムを利用する場合は、本約款に同意したものとします。

第2条（契約の申し込みと成立）

1. 乙が甲に対して所定の申込様式（書類または電子申込システム）に必要事項を記載のうえ提出・送信し、甲が当該申し込みを受け、受諾連絡を行った時点で個別契約が成立するものとします。

なお、個人情報等（第19条に定義）のご登録・ご提出等にご同意頂けず、必要事項ご記入・ご入力頂けない場合は、お申し込みを受け付けられない場合があります。

2. 前項の形式によらずに別途個別契約を締結する場合は、当該個別契約書に甲乙双方が調印することをもって個別契約が成立するものといたします。

3. 申込者が未成年であるときは、親権者の同意があることを条件として契約が成立するものとします。

第3条（個別契約との関係）

第1条にかかわらず、甲乙間で個別契約を締結するに際し、本約款に定めのない内容もしくは本約款の内容と異なる内容を定める場合は、当該個別契約の内容が優先するものといたします。

第4条（研修プログラムの内容）

1. 甲が乙に対して提供する研修プログラムの内容は、次のとおりといたします。なお、（3）講師派遣および（4）その他業務に関する実施期間、実施内容、実施場所、料金等の個々の詳細については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものといたします。

- ① 中国語プライベートレッスン（対面式・オンライン式）
- ② 中国語グループレッスン（対面式・オンライン式）
- ③ 講師派遣型研修（プライベートレッスン、グループレッスン）
- ④ その他業務（調査・翻訳・コンサルティング業務等）

※詳しくは、当社のウェブサイトにて各種メニューをご参照ください。

2. 甲の研修プログラムについては、以下のとおりとします。

- （1）レッスン時間は30分を1ユニットとし、各レッスンの間に10分の休憩を設けます。
- （2）レッスンの種類
 - ① プライベートレッスンは、1人の講師が1人の受講申込者に対して所定の方式によりマンツーマン指導を行うものをいいます。
 - ② セミプライベートレッスンは、1人の講師が2人の受講申込者に対して所定の方式により指導するものをいいます。
 - ③ グループレッスンは、1人の講師が3人以上の受講申込者に対し所定の方式により指導するものをいいます。

第5条（料金・諸費用）

1. 研修プログラムの料金（以下「研修料金」といいます）は、内容・時間等に応じて甲が定める料金によります。なお、研修料金には、税込表示のある場合を除き、別途消費税（地方消費税含む）がかかります。

2. 前項と併せ、研修実施に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費等の実費）については、乙の負担となります。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをした場合は、この限りではありません。

第6条（支払い）

1. 乙は、前条に関わる研修料金・諸費用について、甲が指定する期日までに甲指定の口座に振り込むか、所定の方法で入金するものといたします。なお、甲が指定する期日までに支払いがない場合は乙の都合による解約とみなし、甲は研修プログラム提供の中止等、必要な措置を講じたうえ、乙より第7条に定めるキャンセル料を申し受けます。

2. 本約款に定める研修料金・諸費用の支払いに関わる手数料ならびに甲から乙に対して返金する際の手数料は、すべて乙の負担となります。ただし、甲の責めに帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。

第7条（変更・キャンセル）

1. プライベートレッスン、セミプライベートレッスンのキャンセル及び変更方法については、以下のとおり受講コースごとに定めるものとします。

- （1）時間指定コース
 - ・レッスン開始前に総レッスン数、全レッスン日程を決定していただきます。
 - ・レッスン日程の中途変更はできません。
- （2）フレックスコース
 - ・レッスン開始前に総レッスン数、基本となるスケジュールおよび時間帯を決定していただきます。
 - ・日曜・祝日及び休校日を除く3日前の18時までに甲の事業所（お問い合わせ先）に連絡を頂いた場合、予約の変更及びキャンセルを行うことができます。但し、レッスン変更は他の予約状況により、希望の日時に変更できない場合があります。
- （3）スーパーフレックスコース
 - ・レッスン開始前に総レッスン数、基本となるスケジュール及び時間帯を決定していただきます。
 - ・日曜・祝日及び休校日を除く前日の18時までに甲の事業所（お問い合わせ先）に連絡を頂いた場合、予約の変更及びキャンセルを行うことができます。但し、レッスン変更は他の予約状況により、希望の日時に変更できない場合があります。

なお、乙は甲の事業所へ連絡をせずに欠席をした場合には、理由の如何に関わらず予定されていた研修プログラムを受講したものと取り扱うことができるものとします。

- 乙の都合により、研修プログラムを申し込み後に解約する場合、乙より以下のキャンセル料を申し受けます。
 - 研修プログラム開始前の契約の解約・初期費用（契約の締結及び履行に通常要する費用として政令で定められた額）として1万5千円。
 - 研修プログラム開始後の解約・契約の解約に伴う損害金・違約金として残存受講料の20%に相当する金額。但し5万円を限度とします。
- 講師派遣の解約に関しては、前項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、会場等キャンセル料（手数料含む）、見積書に記載された企画準備費等その他発生するすべての実費相当額を申し受けます。
- 解約時に甲は乙から受領している納入金がある場合、乙が指定する銀行口座に振り込む方法で速やかに返還するものとします。
なお、銀行口座に振り込む際の振込手数料は甲の負担とします。

第8条（研修プログラムの有効期間）

研修プログラムの有効期間は、契約ユニット数により下記のとおり当初の受講期間を延長した「有効期間」を設けるものとします。レッスンの変更及び予約については、下記に設けた有効期間内で第7条に基づき行うことができるものとします。
受講期間の目安：学習効果を発揮するための学習ペースとしては毎週1回2ユニットずつの受講が目安となります。

契約ユニット数	受講期間	有効期間
5～29ユニット	6ヶ月	7ヶ月
30～59ユニット	9ヶ月	10ヶ月
60ユニット以上	12ヶ月	13ヶ月

第9条（研修プログラム期間と契約期間）

研修プログラムの期間は、レッスンの開始日から実際のレッスンの終了日までとし、最長でも申込書に記載された有効期限として定めた日までとします。その場合に、終了していない部分は無効となります。また、契約期間は申込書に記載された契約締結日からレッスン期間の終了日までとします。なお、期間経過後に甲がレッスンの継続を希望する場合には、甲は、乙とレッスンの追加受講について文書によって更新するものとし、更新時には、乙は更新料等を請求しないものとします。

第10条（レッスンの実施場所）

レッスンの実施場所は、乙が指定するものとし、講師は甲の事業所（東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル1F）内の教室において指導を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、事前に乙へ連絡の上、他の場所へ移動することがあります。

第11条（甲による解約）

- 乙に次に定める事由が生じた場合、甲は何らの通知催告を要せず、直ちに個別契約を解除できるものといたします。
 - 手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき
 - 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき
 - 破産、民事再生手続、会社更生の申立をし、またはその申立を受けたとき、もしくは解散の決議をしたとき
 - 自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をしたとき。
 - 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であることが判明したとき。
 - 自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき。
 - 所在不明、または1カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - 甲に提出・送付した、乙に関する情報が虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、重大な過失または背信行為があったとき。
 - 本約款または個別契約に違反したとき。
 - その他前各号に準ずる事態が発生し、甲が止むを得ないと判断したとき。
- 甲が前項に基づき個別契約を解除したことにより、乙もしくはその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものといたします。

第12条（損害賠償）

甲および乙は、自らの責により相手方に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害に限り、相手方に対してその損害を賠償する義務を負うものとします。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本約款または個別契約上の地位もしくは本約款または個別契約から生じる権利義務の全部または一部を、事前の相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡できないものといたします。

第14条（再委託）

甲は、前条の記載に関わらず、本約款および個別契約における甲と同等の義務を負わせることにより、本約款および個別契約に基づき提供する研修プログラムの一部または全部の履行を第三者に再委託できるものといたします。

第15条（免責事項）

- 甲は、天変地異・戦争・暴動・内乱その他の社会的事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関等の遅延等、甲の責めに帰すべき事由による本約款および個別契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものといたします。
- 甲は、契約した役務を甲の責に帰すべき事由により提供できない時は、乙の了解を得て、できる限り早い時期に同一の条件による研修プログラムを提供するものとします。

第16条（反社会的勢力排除）

- 甲及び乙が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的な運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、ならびにこれらを利用する関係、これらに資金等を提供し、または便宜を供与する関係、その他社会的に非難されるべき関係にある者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 甲または乙が前各項に違反した場合、相手方は、通知・催告の手続きを経ることなく、本契約を解除することができるものとする。
- 前項により本契約を解除された者は、その解除により生じた相手方の損害を賠償しなければならない。尚、解除された者は相手方に対し何らの請求をすることができないものとする。

第17条（秘密情報の定義）

- 本約款および個別契約における秘密情報とは、口頭、書類、電子媒体等の情報開示手段の種類を問わず、研修プログラムの提供もしくは利用に関連して一方当事者（以下「情報開示者」といいます）から他方当事者（以下「情報受領者」といいます）に開示される技術上または営業上の有用な情報であって、次の各号の一に該当するものといたします。
 - 秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報
 - 秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報
- 前項の規定にかかわらず、情報開示者の書面による事前の同意を得た場合、または、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報に該当しないものとい

たします。

- (1) 情報を受領する前に、既に公知または公用となっていた情報
- (2) 情報を受領する前に、情報受領者が既に自ら正当に所持していた情報
- (3) 情報を受領した後に、情報受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 情報受領者が受領した情報を用いることなく独自に開発した情報
- (6) 法令により開示を要求された情報（ただし、当該要求に応じるために必要な範囲に限って前項の適用を免れるものといえます）

第18条（秘密保持）

1. 情報受領者は、研修プログラムを提供もしくは利用するうえで、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員および従業員（以下「従業員等」といいます）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものといえます。また、従業員等に対し本約款および個別契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものといえます。
2. 情報受領者は、研修プログラムの提供もしくは利用のためにのみ秘密情報を使用し、他のいかなる目的のためにも秘密情報を使用しないものといえます。
3. 情報受領者は、本条の秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものといえます。
4. 情報受領者は、情報開示者から受領した資料等で秘密情報を記載したもの（書類、電子媒体等）（以下「秘密資料」といいます）の不当な開示または紛失を防止するために、自己が適切と判断する措置を講じるものとし、万一紛失した場合は、直ちに情報開示者にその旨を通知し、その後の措置について相手方の指示に従うものといえます。
5. 情報受領者は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、研修プログラムの提供もしくは利用のために必要最低限の範囲を除き、秘密資料を複写・複製しないものといえます。なお、本条に基づき複製された秘密資料に関しても本約款および個別契約の各条項が適用されるものといえます。
6. 第4項の秘密資料には、情報開示手段の種類にかかわらず、情報開示者から開示された秘密情報を、情報受領者において文書化したものを含むものといえます。

第19条（個人情報等の定義）

本約款および個別契約における個人情報等とは、以下の各号に該当するものといえます。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます）第2条第1項に定める「個人情報」
- (2) 個人情報保護法第2条第4項に定める「個人データ」
- (3) 前二号のほか、甲および乙が特に合意して定めた情報

第20条（個人情報等の取り扱い）

甲は、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範（以下、「法令等」といいます）を遵守するとともに、乙の同意の下に得た個人情報等の守秘されるべき情報について、法令等に基づき適切に取り扱うものといえます。

1. 甲は、乙より提供された個人情報等について、ご本人からの問い合わせ対応、研修の運営管理、他の研修プログラムの案内、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。
2. 甲は、個人情報等の目的外使用、漏洩、紛失、改竄等の防止、その他個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることといえます。
3. 甲は、法令に定める場合を除き、個人情報等を事前に乙の同意を得ることなく第三者へ提供することは一切いたしません。なお、甲の業務を第三者に再委託し、乙の同意を得て、当該再委託先に対して必要な範囲で個人情報等を提供する場合は、当該再委託先に関し、必要な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために適正な監督を行うものといえます。
4. 甲は、個人情報等の開示・訂正・削除・利用停止（以下「開示等」といいます）のご連絡をいただいた場合は、ご本人であることが確認できた場合に限り、手続きを行うものといえます。

なお、個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご相談または開示等の手続詳細については、（<https://www.career-bank.co.jp/privacyinfo/>）よりご確認頂くか、下記の個人情報取扱担当まで文書でお問合せ下さい。

【お問合せ先】〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目7sapporo55 キャリアバンク株式会社 FAX：011-251-5114 / E-Mail：pmark@career-bank.co.jp

個人情報保護管理責任者 経営管理部長

第21条（立入検査）

1. 甲および乙は、秘密情報または個人情報等の保管状況、管理状況を検査する必要がある場合、事前に相手方の承認を得て、その保管場所に立ち入ることができるものといえます。
2. 前項の検査の結果、甲または乙の秘密情報または個人情報等の保管状況ならびに管理状況について、本約款または個別契約に違反する部分があり、相手方による是正措置を求めた場合は、検査を受けた当事者は直ちに合理的な範囲において自らの責任と費用において解決するものといえます。

第22条（知的財産権の帰属）

本約款または個別契約に基づき甲が提供する著作物等の知的財産に関する権利は、甲に帰属するものとし、甲による事前の書面による許諾を得ることなく、乙は本約款および個別契約に基づく研修プログラムの利用以外の目的で使用、複製、転写または頒布することはできません。

第23条（準拠法）

本約款および個別契約は日本法を準拠法といたします。

第24条（管轄裁判所）

本約款または個別契約に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第25条（約款の変更）

甲は、乙の承諾なく、本約款および本約款に付随する内規を変更することが出来るものといえます。

第26条（契約終了時の効力）

個別契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第11条（甲による解除）、第12条（損害賠償）、第13条（権利義務の譲渡禁止）、第17条（秘密情報の定義）、第18条（秘密保持）、第19条（個人情報等の定義）、第20条（個人情報等の取り扱い）、第21条（立入検査）、第22条（知的財産権の帰属）、第23条（準拠法）、第24条（管轄裁判所）および本条の規定については、なお効力を有するものといえます。

第27条（適用期日）

本約款は、2022年5月1日より適用いたします。